

## 朝日町木材製品利用住宅建築奨励助成金交付要綱

### (目的)

第1条 町長は、町内における木材需要の促進と地域経済の活性化を図るため、木造住宅を建築するものに対し、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

### (助成金の交付要件)

第2条 助成金の交付の対象となる建築物は、町内に建築された木造住宅とし、次の掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 西山材その他の国内産材を全部又は一部使用するものであること。
- (2) 町内の製材業者から納入された木材製品を使用するもの、また町内建築業者が施工するものであること。
- (3) 新築及び増改築される住宅で、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が専ら居住の用に供する住宅であること。

### (助成金交付対象経費)

第3条 助成金交付の対象となる経費は、建築に係る経費のうち、西山材その他の国内産木材製品の額とする。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成金交付の対象となる経費が30万円を超えるものとし、当該経費の40%以内の額または30万円のいずれかの低い額とする。ただし、助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

### (助成金の交付申請)

第5条 申請者は、助成金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 助成金の交付申請書の提出期限は、着工の日から30日以内とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 建築物の位置図、配置図及び平面図
- (3) 助成金交付対象となる木材製品の見積書
- (4) その他町長が必要と認める書類

### (交付決定の通知)

第6条 町長は、助成金の交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

### (条件)

第7条 前条の規定により助成金交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、規則第7条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 建築場所の変更

(2) 助成金交付対象経費の20%を超える増減

(3) その他第2条各号に掲げる要件の著しい変更

(実績報告書)

第8条 決定者は、住宅の建築が完了したときは、建築完了後30日を経過する日または交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第2号）

(2) 完成写真

(3) 木材製品の納品伝票の写し

(4) その他町長が必要と認めるもの

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、取り扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に着工した建築物から適用する。